

羽衣国際大学動物実験規程

平成30年7月1日 制定・施行

平成31年4月1日 一部改正・施行

第1章

(趣旨)

第1条 この規定は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、羽衣国際大学（以下「本学」という）において動物実験等の適正な実施に資するために定めるものである。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところにより、かつ動物実験等の原則である代替法の利用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）の3Rに基づいて、適正に行わなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、ガイドラインの定義に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養もしくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（人間生活学部長）をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担

当する者（専任教員など）をいう。

- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関する行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、本学で実施される動物実験の最終的な責任を負い、実験動物を適正に飼養、保管し、動物実験等を適正、かつ安全に遂行するために必要と考えられる施策に取り組まなければならない。
2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の委任を受け、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関する優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関する優れた識見を有する者
 - (3) その他の学識経験を有する者
- 2 委員会の委員から、動物実験計画の申請がなされた場合、該当委員は審議委員会に加われない。
- 3 委員は、動物実験計画に関する知り得た情報を第3者に漏洩してはならない。

(委員の任期)

第7条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第8条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から学長が任命する。
3 委員長は委員会を召集し、その議長となる。
4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、原則として学長の諮問を受けて開催される。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(定足数・決議)

第10条 委員会は、委員の過半数以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数以上の賛成により決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(担当事務)

第12条 委員会に関する事務は、教学センター教務支援グループが行う。

- 2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第13条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

- 第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、本学では実施しない。
 - (4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (5) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実施結果の報告)

- 第15条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、動物実験計画の実施の結果について委員会に報告し、委員会の助言を受けて、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

- 第16条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養もしくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、飼養保管施設設置の申請があったときは、委員会の助言により承認もしくは非承認を決定する。

(飼養保管施設の要件)

第17条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第18条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定すること。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(実験室の要件)

第19条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第20条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

- 2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うものとする。

(施設等の変更・廃止)

第21条 施設等を変更又は廃止する場合は、管理者が所定の施設等の変更・廃止届を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、前記の変更・廃止届が提出されたときには、委員会の助言により、承認もしくは不承認を決定する。
- 3 管理者は、施設等の廃止に際しては、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼

養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第22条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第24条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(飼養及び保管の方法)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第27条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第28条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければなら

ない。

(譲渡の際の情報提供)

第29条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第30条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、輸送の方法と時間などを確認し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害の防止に努めなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止)

第31条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等、並びにアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならぬ。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に關係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 本学においては、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管は、これを認めない。

(緊急時の対応)

第32条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害の防止、環境保全上の問題等の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第33条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物との共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めるものとする。

2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

第9章 教育訓練

第34条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者を対象に、以下の事項に関する所定の教育訓練を行わなければならない。

- ①関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ②動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

第10章 自己点検・評価、検証

第35条 学長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、可能な限り、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第11章 情報公開

第36条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の情報、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表するものとする。

第12章 雜則

第37条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

（規程の改正）

第38条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

（動物実験委員会規則、動物実験規則、動物実験規程の廃止）

羽衣国際大学動物実験委員会規程（平成18年4月制定施行）、羽衣国際大学動物実験規則（平成18年7月制定施行）、羽衣国際大学動物実験規程（平成19年2月制定施行）は、廃止する。

附 則

この規定は平成31年4月1日から施行する。